

平成26年度事業報告書

平成26年4月1日より平成27年3月31日まで

公益財団法人 現代芸術振興財団

はじめに

「現代アート」は、歴史も浅く、作品の展示機会は相対的に乏しく、一般市民の認知を十分に得られていないのが現状である。この現状を踏まえ、現代芸術（アート・音楽）を普及させるべく現代アート芸術展の開催による現代芸術の普及と、現代芸術振興のために若手芸術家・音楽家への助成支援を行った。また、コンクール形式により将来性のある若手芸術家を発掘する表彰事業を今年度より行った。

今年度も円滑な法人運営のため、法人基盤の確立に力を入れるとともに、継続的に行える活動として3つの事業を柱とした。

1. 事業

(1) 現代アート芸術展の開催による普及事業

広く一般市民に、現代アート芸術に触れる機会を提供するため現代アート芸術展を開催した。

芸術展開催による現代芸術を身近に感じる機会を提供することで、より多くの人々が現代芸術に対する理解を深め、豊かで創造性のある暮らしを営むことができた。そして、芸術展開催を継続することによる現代芸術の振興を図り、普及事業の目的を達成した。

また、少しでも多くの人に現代アート作品に触れてもらうべく、東京と京都で開催し、全国の方にご鑑賞いただけるように配慮した。

◆ 第1回

日時：平成26年11月1日（土）～11月3日（月）11時～17時

場所：目黒ハウス（東京都品川区上大崎2-8-20）

入場料：無料

展示作品：

	作品名	作者
1	Untitled(85-24)	Donald Judd
2	untitled (85-5 Lehni AG)	〃
3	Jan. 14. 2011	ON KAWARA
4	Aug. 05. 1982	〃
5	Nov. 26. 1987	〃
6	May 1, 1987	〃
7	AUG. 1, 2005. AUG2, 2005. AUG . 3, 2005. SEPT. 1, 2005. SEPT . 2, 2005. SEPT. 3, 2005	〃
8	JULY 4, 1980	〃

◆ 第2回

日時：平成27年2月21日（土）～2月24日（火）

場所：誉田屋源兵衛（京都府京都市中京区室町通三条下る）

入場料：無料

	作品名	作者
1	Untitled(85-24)	Donald Judd
2	untitled (85-5 Lehni AG)	〃
3	Jan. 14. 2011	ON KAWARA
4	Aug. 05. 1982	〃
5	Nov. 26. 1987	〃
6	May 1, 1987	〃
7	AUG. 1, 2005. AUG2, 2005. AUG . 3, 2005. SEPT. 1, 2005. SEPT . 2, 2005. SEPT. 3, 2005	〃
8	JULY 4, 1980	〃

(2) 若手芸術家及び若手音楽家への助成事業

芸術家・音楽家が思った表現活動を行うにあたっては資金を必要とするが、とりわけ実績の少ない“若手”の芸術家・音楽家にとっては難しく、活動の抑制を余儀なくさせてしまう。

我が国における芸術文化発展のためには、若手芸術家の育成は必須であり、若手芸術家・音楽家の活動に対して助成金を支給することで、若手芸術家・音楽家の活発な創作活動を奨励し、我が国の芸術文化の振興に寄与していくために行う。

① <若手芸術家への助成活動概要>

若手芸術家を対象として平成 26 年 6 月～7 月に募集を行い、この法人が制定する「現代芸術振興助成制度」に基づいて、選考委員会の審査により選定した者に対し、活動資金として一定額を援助・助成した。

選考委員は下記とした。

理事 前澤 貞之
評議員 石坂 泰章
部外有識者 大下 健太郎

[第 1 回助成選考委員会（芸術部門）]

日時：平成 26 年 8 月 11 日（月）午後 2 時 30 分より

助成対象者

	氏名	年齢	所在地	金額
1	橋爪 彩	33 歳	東京都在住	20 万円
2	蓮輪 友子	32 歳	東京都在住	〃
3	増田 佳江	35 歳	京都府在住	〃
4	山口 佳祐	27 歳	長野県在住	〃
5	山本 雄基	33 歳	北海道在住	〃

② <若手音楽家への助成活動概要>

若手音楽家を対象として平成 25 年 6 月～8 月に募集を行い、この法人が制定する「現代芸術振興助成制度」に基づいて、選考委員会の審査により選定した者に対し、活動資金として一定額を援助・助成した。

選考委員は下記とした。

理事 前澤 貞之
評議員 石坂 泰章
部外有識者 大下 健太郎

[第1回助成選考委員会（音楽部門）]

日時：平成25年9月17日（火）午後5時より

助成対象者

	氏名	年齢	所在地	金額
1	清野 紘史	27歳	東京都在住	30万円
2	園田 涼	27歳	〃	〃

(3) 現代アートの表彰事業

現代アートの芸術家を取り巻く環境は、社会的支援やマーケットの育成など、国や市民レベルの意識を高める必要性はよく指摘される場所であるが、日本ではまだまだ厳しい現状にある。このような現状から、コンクール形式により将来性のある若手芸術家を発掘し、表彰及び作品発表の場を提供することで、わが国の現代アートの振興に寄与した。学生向けのCAF・アート・アワード賞と、若手芸術家向けのCAF・アーティスト・アワード賞を設定し、現代アートの表彰事業を行う。会場は各都道府県の公益施設及びギャラリースペースを利用することで、全国の一般市民がゆったりと十分なスペースで鑑賞出来るように配慮していく。

(1) CAF・アート・アワード賞

CAF・アート・アワード賞は、日本全国の美術系高校・大学・大学院・専門学校の学生を対象とした賞である。全国の学生から作品を公募し、選考委員会に置いて選出した25～30名の入選作品を芸術展で展覧し、CAF賞の受賞者を決定する予定。

選考委員は下記とした。

名和 晃平 アーティスト
 保坂 健二郎 東京国立近代美術館主任研究員
 岩淵 貞哉 美術手帖編集長
 山口 裕美 アートプロデューサー

[第1回 CAF 賞選考委員会]

入選者

	氏名	年齢	大学名
1	相澤 安嗣志	23歳	多摩美術大学
2	浅井 拓馬	24歳	東京藝術大学大学院
3	穴井 麻美	23歳	多摩美術大学大学院
4	井田 大介	27歳	東京藝術大学大学院
5	笠井 遥	27歳	京都造形芸術大学大学院
6	門阪 翔大	24歳	金沢美術工芸大学
7	川田 龍	26歳	東京造形大学
8	河本 蓮大朗	23歳	横浜美術大学

9	菊池 遼	23 歳	東京造形大学
10	木村 亮佑	24 歳	倉敷芸術科学大学
11	佐藤 美代	26 歳	東京藝術大学大学院
12	ジダーノワ アリーナ	23 歳	京都造形芸術大学
13	菅澤 薫	25 歳	筑波大学大学院
14	杉谷 慧	23 歳	多摩美術大学
15	富田 直樹	31 歳	東京藝術大学大学院
16	星野 夏来	25 歳	武蔵野美術大学
17	南村 遊	23 歳	愛知県立芸術大学
18	椋本 奈津子	24 歳	東京造形大学
19	村井 祐希	19 歳	多摩美術大学
20	村松 英俊	27 歳	東北芸術工科大学
21	大和 美緒	24 歳	京都造形芸術大学
22	吉田 美穂	23 歳	多摩美術大学
23	和田 文都	24 歳	倉敷芸術科学大学大学院

2. 庶務・管理

(1) 理事・監事に関する事項

理事定数 3 名以上 6 名以内 現在 3 名 任期 2 年

監事定数 1 名 任期 2 年

役職	氏名	勤務形態	就任年月日	職務
代表理事	前澤 貞之	非常勤	平成 26 年 6 月 27 日	公益財団法人 現代芸術振興財団 理事長
理事	佐藤 有美	〃	〃	株式会社経済界 代表取締役社長
理事	小林 武史	〃	〃	有限会社烏龍舎 取締役
監事	亀岡 隆幸	〃	〃	株式会社 MID ストラクチャーズ パートナー 税理士

(2) 評議員に関する事項

評議員定数 3名以上6名以内 現在3名 任期4年

役職	氏名	勤務形態	就任年月日	職務
評議員	石坂 泰章	非常勤	平成24年11月6日	株式会社サザビーズジャパン 代表取締役社長
評議員	片山 正通	〃	〃	株式会社ワンダーウォール 代表取締役
評議員	頼近 恵子	〃	〃	株式会社 SYLPH CREATION 代表取締役社長

(3) 職員について

区分	氏名	勤務形態	職務
事務局長	久住 拓寛	常勤	公益財団法人 現代芸術振興財団
アシスタント	大山香苗	常勤	公益財団法人 現代芸術振興財団

(4) 会議に関する事項

①理事会

開催年月日	場所	議事事項	結果
平成26年6月13日	財団事務所	1. 平成25年度事業報告及び収支決算報告承認の件 2. 評議員会招集の件	可決
平成26年6月27日	財団事務所	1. 代表理事選任の件	可決
平成26年9月16日	財団事務所	1. 追加事業承認の件	可決
平成26年10月15日	財団事務所	1. 基本財産貸出しの件	可決
平成27年3月2日	財団事務所	1. 評議員会招集の件	可決
平成27年3月17日	財団事務所	1. CAF 賞選考委員会委嘱の件	可決

②評議員会

開催年月日	場所	議事事項	結果
平成 26 年 6 月 27 日	財団事務所	1. 平成 25 年度事業報告及び収支決算報告承認の件 2. 理事ならびに監事の選任に関する件	可決
平成 26 年 3 月 18 日	財団事務所	1. 平成 27 年度事業計画及び予算等承認の件	可決

(5) 内閣府 公益法人行政担当への届出

届出年月日	届出内容
平成 26 年 6 月 30 日	事業報告書等の提出
平成 26 年 11 月 7 日	変更認定申請
平成 27 年 3 月 27 日	事業計画書等の提出

平成 26 年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。